

# 東京都北区立桐ヶ丘介護予防拠点施設

## 指定管理者公募要項

令和6年12月  
北区福祉部長寿支援課

## 目次

1	公募の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	応募資格	1
4	提案に関する条件	2
5	指定期間	4
6	業務の範囲・内容に関する事項	5
7	指定管理料・経理に関する事項	6
8	公募のスケジュール及び手続	7
9	応募書類の提出	8
10	選定・審査に関する事項	10
11	協定締結に関する事項	11
12	問い合わせ及び提出先	11

## 1. 公募の趣旨

東京都北区立桐ヶ丘介護予防拠点施設（以下「介護予防拠点施設」という。）は、平成 28 年 3 月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業において、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するため、地域づくりによる介護予防事業の拠点施設として平成 30 年度から運営を行ってきました。

介護予防拠点施設では、地域づくりの視点を取り入れたプログラムの検討・開発を地域活動団体等とともにを行い、より効率的で柔軟な対応を図るため、介護予防拠点施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を公募します。

## 2. 施設の概要

介護保険法 115 条の 45 に規定する地域支援事業として高齢者等に対する各種の介護予防事業を実施することにより、高齢者の社会参加と地域におけるささえあい体制づくりの推進を図ることを目的とする施設です。

### （1）公募する介護予防拠点施設の名称、所在地及び施設規模等

施設名	東京都北区立桐ヶ丘介護予防拠点施設
所在地	北区桐ヶ丘 1 丁目 6 番 2-101 号 （都営桐ヶ丘一丁目アパート 1 階）
開設年月	平成 30 年 4 月 1 日
施設規模	延床面積 494.72 ㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造
募集法人数	1

### （2）休業日

- （1）日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律に定める休日
- （3）1 月 2 日及び 3 日
- （4）12 月 29 日から同 31 日まで
- （5）区長が特に必要があると認めるとき

### （3）運営時間 午前 9 時から午後 5 時

ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

## 3. 応募資格

下記条件を満たす熱意のある事業者に応募資格があります。

- ① 3 年以上（応募時点）介護予防事業を実施していること。
- ② 首都圏で介護予防施設等（介護予防拠点施設、介護予防事業を実施しているスポーツクラブ、デイサービス、特別養護老人ホーム等を含む）を管理運営していること。
- ③ 法人格を有していること（介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）第 140 条の 67 に規定する法人、又は株式会社）。
- ④ 指定期間中、安全円滑に施設の管理運営を行い、利用者サービスを安定して供給できること。

ただし、法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとします。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されている。
- ②役員等が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- ③介護保険法第115条の22第2項の規定(指定介護予防支援事業者の指定)に該当している。
- ④会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
- ⑤宗教活動又は政治活動を目的としている。
- ⑥応募書類提出時点で、東京都北区の一般競争入札の参加除外又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。(暴力団の利益となる活動を行うことを含む。)
- ⑧最近3年間の法人税、法人住民税(市町村民税法人分)、法人事業税、消費税及び地方消費税などを滞納している。
- ⑨他に応募している法人と、主たる役員が重複している。
- ⑩当該指定管理者を審査する指定管理者候補者選定委員会の委員が所属している。

なお、応募者が契約書締結までの間に上記に規定する応募者資格を有しなくなった場合または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

## 4. 提案に関する条件

### (1) 法令等の遵守

指定管理者として、公の施設の管理運営を行う際は、区民に対し法令遵守(コンプライアンス)の姿勢を明確に示すとともに、特に次にあげる法令等を遵守することとします。

なお、本指定期間中にこれらの法令及び規定に改正があった場合は、改正された内容を遵守してください。

- ①地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- ③介護保険法(平成9年法律第123号)
- ④介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
- ⑤地域支援事業実施要綱(平成18年老発第0609001号)
- ⑥労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ⑦最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- ⑧労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ⑨老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ⑩高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- ⑪障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- ⑫個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑬建築基準法(昭和25年法律第201号)

- ⑭建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ⑮消防法（昭和23年法律第186号）
- ⑯フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- ⑰東京都火災予防条例（昭和23年東京都条例第105号）等に関する法規
- ⑱東京都北区立介護予防拠点施設条例（平成12年3月条例第19号）
- ⑲東京都北区立介護予防拠点施設条例施行規則（平成12年3月規則第18号）
- ⑳東京都北区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱  
（平成28年3月1日付27北福高第2397号）
- ㉑東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月22日条例第3号）
- ㉒東京都北区個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年3月22日規則第9号）
- ㉓東京都北区情報公開条例（平成12年12月条例第63号）
- ㉔東京都北区情報公開条例施行規則（平成13年3月規則第20号）
- ㉕東京都北区行政手続条例（平成8年12月条例第35号）
- ㉖東京都北区行政手続条例施行規則（平成9年3月規則第17号）
- ㉗東京都北区公契約条例（令和4年6月条例第21号）
- ㉘東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月条例第28号）
- ㉙東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月規則第4号）
- ㉚東京都北区暴力団排除条例（昭和24年6月条例第24号）
- ㉛その他関連する法令

## （2）第三者委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。なお、業務の一部（清掃業務等）を第三者に委託することはできます。

## （3）会計年度と指定管理料の設定

区の会計年度を基準とし、基本協定書により指定期間における指定管理料の総額を設定し、各年度の指定管理料は年度協定書で定める範囲で支払います。

## （4）職員配置

### ①配置基準

職員は、施設に施設長及び施設長以外の職員を合わせて4名以上配置します。事業に支障が無いことを前提に、施設長以外の職員は常勤、非常勤等の雇用形態は問いません。その他、業務に必要な人員を配置します。

施設で事業を実施するに当たり、最低必要人数及び有資格者は以下のとおりとします。

事業名	人数	資格
介護予防の普及啓発に関する事業	4名	介護予防運動指導員（2）、正看護師（1）
地域活動の支援に関する事業	2名	講座内容に応じた専門職
生活支援サービスの担い手の育成等に関する事業	2名	講座内容に応じた専門職
介護予防の情報提供及び交流の場に関する事業	2名	講座内容に応じた専門職
一般介護予防通所型サービス事業	3名	介護予防運動指導員（1）、正看護師（1）

※資格の欄の（ ）内の数字は、その資格を有する者の数。

## ②資格基準

施設に以下の資格を有する者を配置します。なお、以下の（ア）～（ウ）について、複数の資格を持つ者の兼任は不可とします。

（ア）介護予防運動指導員 2名

（イ）正看護師 1名

（ウ）社会福祉士 1名

## ③施設長の配置等

施設長は、常勤専従とします。

施設長は、社会福祉士の資格を有する者、または当施設と類似した施設の施設長としての経験年数が3年以上あることとします。

④ 職員の配置及び勤務形態は、施設の運営形態に支障がないように定めます。

⑤ 職員に対して業務遂行に必要な研修を実施します。

特に介護予防に関しては、利用者に情報提供できるように情報収集に努めます。

⑥ 職員に対して必要な健康診断を行い、利用者及び職員の健康を害さないよう努めます。

⑦ 職員に対して「東京都北区外部通報に関する要綱」について周知を行います。

## （5）地域との連携

指定管理者は、区及び区民、町会・自治会、民生委員協議会、地域包括支援センター、近隣施設、関係機関、関係団体、官公庁等との連携を図った事業運営を行うこととします。

## （6）その他の条件

①従前から従事する者への雇用機会の提供、北区民、障害者の雇用拡大に配慮すること。

②雇用の安定、ワークライフバランスの取り組みなど労働環境の向上に努めること。

③障害者に対し不当な差別的対応をせず、また合理的配慮を提供すること。

④環境対策や地域産業・障害者団体の活性化など、区が推進または関与する施策と連動した社会貢献に取り組むこと。

⑤北区公契約条例に適切に対応し、以下を遵守すること。

・労働報酬下限額以上の賃金支払（委託先業者等を含む）

※正式な労働報酬下限額は毎年3月に告示予定。

・上記が履行されていない場合の是正措置・労働者への提示及び書面による労働報酬下限額の周知（委託先業者等を含む）

・基本協定の締結にあたり、別紙「労働条件等報告書」の提出 など

※詳細は北区ホームページの「東京都北区公契約条例の手引き」を参照。

## 5. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

指定期間中に実績評価及び法人の経営状況の調査を実施します。その結果、協定書に定める管理運営水準を満たさない場合、又は経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能若しくは著しく困難になったと判断されるときは指定を取り消す場合があります。

また、指定期間までの20日間程度の期間を引継期間とし、業務の引継、必要な物品や施設内設備の準備、各種書類の準備、区民へのPR活動等、引継業務を行っていただきます。

引継期間の詳細については、指定管理者候補者に決定した法人（団体）と別途協議させていただきます。

きます。

## 6. 業務の範囲・内容に関する事項

### (1) 運営管理業務

介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令並びに地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号）及び東京都北区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月1日付、27北福高第2397号。以下「総合事業要綱」という。）に規定する一般介護予防事業として実施する業務を指定管理者が代行します。

なお、一般介護予防通所型サービス事業の利用承認に関する業務及び利用料金の徴収等に関する業務についても、管理業務に含むものとします。

詳細は以下のとおりです。

- ①介護予防の普及啓発に関する事業
- ②地域活動の支援に関する事業
- ③生活支援サービスの担い手の育成等に関する事業
- ④介護予防の情報提供及び交流の場に関する事業
- ⑤一般介護予防通所型サービス事業

### (2) 維持管理業務

施設の保守管理、清掃管理、設備・備品などの管理、保安警備、消防署の定める点検、フロン類の管理の適正化、建築基準法第12条に規定する点検など施設の維持管理に必要な業務を実施します。

施設の維持管理上止むを得ず休館する場合は、区と指定管理者は事前協議を行うこととします。

### (3) 経営管理業務

- ①事業計画書・報告書の作成業務
- ②モニタリング・自己評価業務
- ③連絡調整業務

### (4) その他の業務

- ①引継ぎ用マニュアルの作成
- ②関係書類の整備に関する業務
- ③情報資産台帳の作成、提出に関する業務
- ④事故防止・安全対策・防火対策・災害対策に関する業務
  - (ア) 大規模災害が発生した際には、北区の防災計画等に準じて行動し、利用者の安全確保及び保護に努めること。
  - (イ) 災害時の備蓄は、区から配備されるもののほか必要に応じ指定管理者の負担により購入すること。
  - (ウ) 業務の遂行に当たり、以下の保険に加入すること。  
施設賠償責任保険、傷害保険
- ⑤その他、北区が必要と認める業務

### (5) 自主事業

施設の概要に規定する施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。

## 7. 指定管理料・経理に関する事項

指定管理者が施設を運営するための財源は、区からの指定管理料、一般介護予防通所型サービス事業の利用に係る利用料金の収入及び事業の実費相当額として利用者から徴収する収入です。

なお、令和5年度利用料金収入等決算額は、別紙①のとおりです。

### (1) 指定管理料の内訳

#### ① 管理経費（光熱水費等を含む）

管理経費は、人件費、事務費、事業費等の施設の管理運営に要する経費とします。ただし、以下に定める維持修繕料及び備品購入費を除きます。

なお、令和5年度光熱水費決算額は、別紙①のとおりです。

#### ② 維持修繕料

北区の算定した実費相当分について、1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものについては、区と協議の上、区の費用と責任において実施するものとし、1件100万円未満のものについては、区の承認を得て、指定管理料のうち維持修繕料と定めた金額の範囲内で指定管理者が実施するものとしてします。

なお、修繕・工事による成果の帰属は北区とします。

#### ③ 備品購入費

北区の算定した実費相当分について、備品購入費を用いて購入した備品（性質・形状を変えずに長く使用できる税込5万円以上の物品）は、北区の備品として登録します。

なお、備品を廃棄する場合は、事前に区との協議が必要です。

### (2) 指定管理料の算定・支払い

提出された提案書を基に、指定期間における指定管理料の総額を基本協定書で定め、その額の範囲で、毎年度区と指定管理者で協議の上、各年度の指定管理料を年度協定で定めます。

また、支払時期及び方法についても、年度協定で定めます。

指定管理料は前年度決算額を目安に算定することとします。令和元年度～令和5年度指定管理料決算額については、別紙①のとおりです。

### (3) 利用料金制

指定管理者は、本施設に係る利用料金を当該指定管理者の収入として、収受することができます。利用料金は、指定管理者が、東京都北区立介護予防拠点施設条例第7条に規定する使用料の範囲内において定めることができます。ただし、その決定及び改定については、事前に区の承諾を受けるものとします。

### (4) 実費相当額の取り扱い

指定管理者は、東京都北区立介護予防拠点施設条例施行規則第7条の定めるところにより、実費相当額を当該指定管理者の収入として、収受することができます。ただし、その決定及び改定については、事前に区の承諾を受けるものとします。

### (5) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、当施設の指定管理者である法人（団体）として独立した会計帳簿及び会計規定を設けてください。

## 8. 公募のスケジュール及び手続

### (1) 公募及び選定スケジュール(案)

日程	内容
令和6年12月19日(木)～ 令和7年1月20日(月)17:00まで	公募要項の配布(ダウンロード) ホームページ掲載
令和7年1月8日(水)17:00まで	事業者説明会・施設見学会の参加申込締切
令和7年1月10日(金)	事業者説明会・施設見学会
令和7年1月15日(水)～ 令和7年1月29日(水)17:00まで	公募参加表明書の提出・受付
令和7年1月15日(水)～ 令和7年1月21日(火)17:00まで	質問書の受付
令和7年1月24日(金)	質問書の回答
令和7年1月15日(水)～ 令和7年1月29日(水)17:00まで	過去3年分の決算書及び令和6年度予算書
令和7年1月29日(水)～ 令和7年2月21日(金)17:00まで	応募書類受付期間
令和7年3月頃	第一次審査(書類審査)
令和7年4月～5月頃	第二次審査(プレゼンテーション)
令和7年7月頃(予定)	選定結果公表 指定管理者候補者内定通知交付
令和7年9月～令和8年3月	協議、北区議会指定議決後協定締結
令和8年3月11日(水)～ 令和8年3月31日(火)	指定管理者による引継業務(引継期間)
令和8年4月1日	指定管理者による管理開始

### (2) 公募の手続き

#### ①公募要項の配付

公募要項を令和6年12月19日(木)～令和7年1月20日(月)までの期間公開します。

取得方法：北区公式ホームページよりダウンロード

#### ②事業者説明会及び施設見学会の開催

公募要項の内容等に関する説明及び施設見学会を以下のとおり、行います。

滝野川東介護予防拠点施設、滝野川老人いこいの家、名主の滝老人いこいの家と同日で開催します。

参加者は1法人2名まででお願いします。当日は、直接会場にお越しください。

なお、公募要項等の資料は、事前に北区公式ホームページからダウンロードし、印刷してお持ちください。ご協力をお願いいたします。

日 時：令和7年1月10日(金)

場 所：滝野川東区民センター1階会議室

9時30分～

施設見学：滝野川老人いこいの家、滝野川東介護予防拠点施設

11時00分～

名主の滝老人いこいの家

13時30分～

桐ヶ丘介護予防拠点施設

15時15分～

※施設見学の移動は、公共交通機関等を利用し、各事業者でお願いします。

※事業者説明会・施設見学会の事前参加申込は、令和7年1月8日（水）午後5時までにメールでお申し込みください。

メールアドレス：[korefukushi-ka@city.kita.lg.jp](mailto:korefukushi-ka@city.kita.lg.jp)

（「12. 問い合わせ及び提出先（P.11）」のメールアドレスとは異なります。）

### ③公募参加表明の受付

受付期間：令和7年1月15日（水）～令和7年1月29日（水）

受付時間：平日の午前9時～午後5時まで

受付方法：電子メールに別紙「様式1-3 公募参加表明書」及び、法人の事業内容がわかるパンフレット等資料（事業概要がわかるホームページ等の URL 等も可）を添付して提出してください。

※提出先は「12. 問合せ及び提出先（P.11）」を参照

※「公募参加表明書」の提出のない法人は、公募の意思がないものとみなし、参加表明受付期間以後の公募の手続きは受け付けませんのでご注意ください。

### ④公募要項に関する質問書の受付と回答

（1）受付期間：令和7年1月15日（水）～令和7年1月21日（火）午後5時まで

（2）受付方法：質問にあたっては、以下の URL から質問フォームにアクセスし、送信してください。これ以外の方法（電話・訪問等）による質問は受け付けません。

質問フォーム URL

<https://logoform.jp/form/VNHo/821228>



（3）回答：令和7年1月24日（金）までに電子メールで回答します。回答が遅れる場合は別途連絡します。また、回答は北区公式ホームページにも掲載します。

## 9. 応募書類の提出

### （1）受付期間及び受付方法

①受付期間：令和7年1月29日（水）～2月21日（金）平日の午前9時～午後5時まで

※過去3年分の決算書及び令和6年度分の予算書は、令和7年1月15日（水）～1月29日（水）午後5時までに提出してください。【厳守】

②受付方法：

（ア）データの送付は、北区の無害化サービスを活用したファイル交換サービスによる提出とします。

（イ）事業者説明会に参加された法人へは、メールアドレスあてにアップロード用 URL 通知メール、アップロード用パスワード通知メールを送信します。

なお、事業者説明会に参加しないで応募申込を行うときは、令和7年1月6日（月）から令和7年1月14日（火）午後5時までに、以下のメールアドレスあてに、件名を「【桐ヶ丘介護予防公募】URL、パスワード通知メール希望」とし、本文中に、法人名・担当者名・担当者連絡先を記載して送信してください。

連絡先メールアドレス [chouju-ka@city.kita.lg.jp](mailto:chouju-ka@city.kita.lg.jp)

#### (ウ) データ提出時の操作

アップロード用 URL 通知メールのファイル送信の URL をクリックし、アップロード用パスワード通知メールで連絡のパスワードでログインしてください。 ログイン後、件名を「(法人名) 桐ヶ丘介護予防応募書類提出」、通信欄に桐ヶ丘介護予防公募に係る応募書類の提出である旨に内容を修正、保存期限を選択可能な一番後の日付、パスワードを自動のままとし、ファイル選択ボタンをクリックして、提出データを添付します。 入力内容を確認するボタンをクリックして、入力内容を確認のうえ、ファイルを送信するボタンをクリック、「ファイルを送信しますが、よろしいですか？」の画面で次へボタンをクリックして終了します。

※指定の提出データはPDF形式で送信してください(ただし、様式5-4、7-1、7-3は Excel 形式)。

※押印が必要な書類のみ、原本を担当部署に来所又は郵送にて提出してください。

来所の場合は提出日時を事前に電話予約してください。

※「公募参加表明書」を提出していない法人は受け付けませんのでご注意ください。

### (2) 応募書類の作成方法

#### ①文字

文字の大きさは、10.5ポイント以上、言語は日本語を使用し、横書きを原則とします。

#### ②分類

応募書類は、以下のとおり分類されます。

(ア) 指定管理者の指定申請及び法人に関する書類

(イ) 指定管理者として管理運営する施設についての書類

(ウ) 引継ぎのための並行運営に関する書類(新たな法人が運営する場合)

#### ③様式の配布

提出書類の様式等は、北区公式ホームページに公開します。

### (3) 応募書類

①応募するものは、別添「東京都北区桐ヶ丘介護予防拠点施設指定管理者指定申請書類一覧」に従い関係書類を提出してください。

②書類一式は、法人名を記載したものと法人名及び法人名の特定できる箇所を黒塗りしたものの2種類を電子データで提出してください。

### (4) その他応募書類に関する注意事項

①上記の応募書類のほか、北区が必要とする書類の提出を求めることがあります。

②本公募に必要な費用は、応募者の負担とします。

③応募書類提出後の提案内容の変更は、応募書類の受付期間であれば受け付けます。

④提出された書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、北区が採用する提案の公表等に必要の場合は、無償で使用できるものとします。また、協定締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、提案書等を公表することがあります。

⑤指定管理者候補者に決定した後、提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開します。

⑥提出された資料等は返却しません。

⑦北区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。また、この検討の目

的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示すること禁じます。

## 10. 選定・審査に関する事項

### (1) 選定方法

指定管理者候補の選定は、第一次及び第二次の二段階審査で実施します。審査及び選定は福祉施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、区が決定します。

なお、選定委員会での採点内容及び法人からの申請書類は公表しません。

#### ①書類審査（第一次審査）

応募者から提出された書類について、審査を実施します。なお、4法人以上から応募があった場合は、応募者から提出された書類に対する書類審査を第一次審査として実施し、原則として3法人以下に絞り込む場合があります。

#### ②プレゼンテーション審査及び現地視察審査（第二次審査）

書類審査実施後に、応募者のプレゼンテーション審査及び現在運営している介護予防施設または類似施設の現地視察審査を実施し、原則として、第二順位まで指定管理者候補者を決定します。

### (2) 審査結果の通知

第一次審査及び第二次審査の結果については、それぞれ審査対象の全ての事業者にも文書により通知します。なお、審査結果の詳細は公表しません。

事業予定者の決定は、令和7年10月を予定しています。

### (3) 応募法人名の公表

選定の終了後、当応募要項に基づき応募法人名を公表します。その際、第一順位、第二順位の指定管理者候補者となった応募法人については、法人名と順位を併せて公表します。

### (4) 選定における審査項目

指定管理者の選定は、以下の審査項目により行います。詳細は、別紙②「東京都北区立桐ヶ丘介護予防拠点施設指定管理者候補者選定審査評価基準」参照してください。

#### ①法人

法人の理念・姿勢、法令等の遵守及び法人の財務状況・実績など

#### ②事業計画

施設管理運営体制、介護予防に関する事業への取組、一般介護予防通所型サービス事業の取組及び地域や関係機関との連携など

#### ③収支計画

適切な経費見積もりなど

#### ④組織・人員

適切な人員配置と人材育成など

#### ⑤その他

安全管理の取組、個人情報保護の取組など

## 11. 協定締結に関する事項

### (1) 指定管理者の指定

北区議会に指定管理者の指定に関する議案を上程します。議決後、指定管理者に指定します。

### (2) 協定

指定議決後に協定を締結します。協定で最低限定める事項は以下のとおりとします。

- ①管理施設及び管理物品に関する事項
- ②指定期間に関する事項
- ③業務範囲に関する事項
- ④業務の仕様に関する事項
- ⑤施設の維持修繕に関する事項
- ⑥緊急事態の対応に関する事項
- ⑦管理業務を行うにあたって保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
- ⑧備品の購入・リース及び修繕に関する事項
- ⑨事業計画書に記載された事項
- ⑩事業報告書及び事業評価に関する事項
- ⑪区が支払うべき経費、支払時期に関する事項
- ⑫利用料金に関する事項
- ⑬損害賠償及び不可抗力の取扱いに関する事項
- ⑭引継ぎに関する事項
- ⑮指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑯自主事業に関する事項
- ⑰危険負担に関する事項
- ⑱その他区が必要と認める事項

## 12. 問い合わせ及び提出先

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

北区福祉部長寿支援課（北区役所第1庁舎1階14番窓口）

電話：03（3908）9017 FAX：03（3908）9257

メールアドレス：chouju-ka@city.kita.lg.jp

## 令和5年度利用料金収入等決算額

施設名	利用料金収入	利用者負担金	延利用者数
桐ヶ丘介護予防拠点施設	58,600 円	1,600 円	791 人

## 令和5年度光熱水費決算額

(単位：円)

施設名	電気	ガス	水道
桐ヶ丘介護予防拠点施設	588,694	325,962	144,711

## 令和元年度～令和5年度指定管理料決算額

(単位：円)

桐ヶ丘介護予防 拠点施設	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理費	32,879,502	28,499,179	33,099,307	34,158,551	30,768,363
備品購入費	100,000	96,001	0	51,100	98,000
維持修繕費	984,211	988,724	934,736	742,060	64,570
合計	33,963,713	29,583,904	34,034,043	34,951,711	30,930,933



桐ヶ丘介護予防拠点施設平面図（都営住宅の1階）

